

# 日 本 史

## 注 意

1. 全ての受験者は問題 **I** と **II** に答えること。さらに、国際政治経済学部受験者は問題 **III** に、法学部A方式受験者は問題 **IV** に答えること。
2. 問題は全部で16ページである。
3. 解答用紙に氏名・受験番号を忘れずに記入すること。(ただし、マーク・シートにはあらかじめ受験番号がプリントされている。)
4. 解答はすべて解答用紙に記入すること。
5. 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが、どのページも切り離してはいけない。
6. 解答用紙は必ず提出のこと。この問題は提出する必要はない。

### マーク・シート記入上の注意

1. 解答用紙(その1)はマーク・シートになっている。HBの黒鉛筆またはシャープペンシルを用いて記入すること。
2. 解答用紙にあらかじめプリントされた受験番号を確認すること。
3. 解答する記号・番号の○を塗りつぶしなさい。○で囲んだり×をつけたりしてはいけない。

解答記入例(解答が1のとき)

1	●	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

4. 一度記入したマークを消す場合は、消しゴムでよく消すこと。×をつけても消したことになる。
5. 解答用紙をよごしたり折り曲げたりしないこと。



I 次の文章を読み、後の問に答えなさい。

幕末から明治時代の前半にかけては様々な政治的混乱<sup>(A)</sup>が生じ、一部の事業家は、このような状況に深く関わることで明治政府との関係性を強め、のちに四大財閥<sup>(B)</sup>と呼ばれる一団をふくむ多くの財閥の礎が築かれた。例えば、九十九商会<sup>(C)</sup>を前身とする財閥は、明治政府の手厚い保護に支えられ、海運業で独占的な地位を築いた。

その後、日本の産業の中心に躍り出たのは紡績産業<sup>(D)</sup>であったが、この産業に対する財閥の進出は限定的であった。その一方で、1872年の国立銀行条例<sup>(E)</sup>の制定、1897年の金本位制の採用などの様々な金融制度の改革が行われ、銀行の重要性が高まり、財閥は銀行部門を持つようになった。

第一次世界大戦による好況では、積極的な企業活動を展開する商社が現れ、経営組織の変革が進んだ。その後、株価暴落などに端を発する戦後恐慌と関東大震災で発行した震災手形の未決済の処理に政府が取り組もうとしたが失敗し、金融恐慌<sup>(F)</sup>が発生すると、新興の財閥は倒産や事業活動の縮小を余儀なくされた。また五大銀行<sup>(G)</sup>は多くの中小銀行を吸収し、産業資本と結びつきながら、経済界における地位を高めていき、政治に対しても一定の影響を持つようになった。戦時体制に入ると、財閥は新興勢力も含め軍需に対応することで利益を上げた。

第二次世界大戦後、連合国により経済民主化を目指した対日占領政策<sup>(H)</sup>が行われ、財閥解体、農地改革、労働改革<sup>(I)</sup>などの様々な経済改革が行われた。財閥解体では、GHQが四大財閥などに典型的に見られてきた産業支配形態である  に対する同族による支配力の排除を行った。さらに1946年に発足した  により指定された会社の有価証券が  に委譲され、一般に売却されるなどし、大会社による子会社支配を終わらせることとなった。また上記の財閥解体の一環として1947年には不公正な取引を禁止することなどを定めた  が制定された。このような財閥に対する政策によって、家族や財閥本社による支配を排除し、企業活動において求められる自由で積極的な活動ができる基礎的な環境の整備が進められた。

ただし、このような企業経営上の環境整備の効果は、必ずしも日本経済に短期

的に現れることはなかった。そのような状況下において、第一次吉田内閣は経済安定本部を設置し、石炭および鉄鉱の増産を通じた経済復興を図る構想を閣議決定し、電力・海運・石炭といった基幹産業への資金供給を行う組織を設立した。<sup>(L)</sup>その後、1947年の下半期までに大幅な石炭・鉄鋼の増産を実現し、工業生産再開の足がかりが築かれたものの、急激なインフレーションを招くこととなった。1947年頃からは、アメリカの反ソ・反共政策の影響で、対日占領政策の基本的な目的は日本の経済復興へと変化し、<sup>(M)</sup>1948年12月にはインフレを抑え日本経済を自立させるために経済安定九原則の実行がGHQにより指令された。<sup>(N)</sup>

問 1 下線部(A)の一つとして、征韓論を主張した結果、下野することとなった前参議を首領とした政府に対する不平士族による1874年に起きた事件を選択肢から一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号1にマークしなさい。

- ① 佐賀の乱      ② 神風連の乱      ③ 秋月の乱      ④ 萩の乱

問 2 下線部(B)の一角を担い、江戸時代の両替商、現愛媛県にある銅山の経営などを行い発展した財閥を選択肢から一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号2にマークしなさい。

- ① 三菱                      ② 三井                      ③ 住友  
④ 浅野                      ⑤ 古河

問 3 下線部(C)の財閥の創始者の弟で、日本郵船会社社長、第4代日本銀行総裁を務めた人物の名前を解答用紙(その2)に漢字で記しなさい。

問 4 下線部(D)に関連する日本の綿糸生産と綿糸貿易に関する説明として最も適切なものを選択肢から一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号3にマークしなさい。

- ① 1880年代末より生産量と輸入量はともに大幅に増加し、その傾向は1896年頃まで続いた。
- ② 1895年まで生産量は伸びなかったが、1896年以降は生産量と輸出量とともに増加し始めた。
- ③ 1889年以降、生産量は増加し、輸出量は清国・朝鮮に対するものを中心に1897年以降増加した。
- ④ 1894年に、アメリカ・ヨーロッパ向け輸出量が大幅に増加し、輸出量が輸入量を上まわった。

問 5 下線部(E)に関する以下の記述のうち最も適切なものを選択肢から一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号4にマークしなさい。

- ① 不換紙幣の整理を目的の一つとしており、国立銀行には正貨兌換が義務付けられた。
- ② 金・銀・銅の新貨幣を鑄造し、円・銭・厘の十進法を採用し、金本位制の確立を目的に制定された。
- ③ イギリスのナショナル・バンクを模した国立銀行が設立されることとなり、制定の翌年には153行が設立認可を受けた。
- ④ 兌換制度の確立を図るため、国立銀行の一つとして日本銀行を設立することを定めた。

問 6 下線部(F)の一つの例として、台湾銀行の破綻に大きな影響を与えた、金子直吉のもとで総合商社として大きく成長した企業を選択肢から一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号5にマークしなさい。

- ① 長崎商会      ② 鈴木商店      ③ 久原商事      ④ 三菱商会

問 7 下線部(G)の一つで、中小銀行を吸収し、四大財閥の銀行と並ぶ存在となった銀行名を解答用紙(その2)に記しなさい。

問 8 下線部(H)のためにアメリカ政府は日本人の行動様式などについてある研究者に研究を依頼したが、彼女の著作を選択肢から一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号6にマークしなさい。

- ① 『武士道』
- ② 『菊と刀』
- ③ 『国体の本義』
- ④ 『風土』

問 9 下線部(I)の労働改革ではいわゆる労働三法が公布されたが、そのなかで1947年に公布された法律の内容として最も適切なものを選択肢から一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号7にマークしなさい。

- ① 労働者の団結権・団体交渉権・争議権の保障などが規定された。
- ② 労働時間などの労働条件の最低基準などが規定された。
- ③ 採用昇進等での男女の機会均等が事業主の努力義務として規定された。
- ④ 労働争議の斡旋・調停・仲裁などの争議調整方法などが規定された。

問10  の中に入るものとして正しいものを選択肢から一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号8にマークしなさい。

- ① コンツェルン
- ② トラスト
- ③ アライアンス
- ④ カルテル

問11  の中に入るものとして正しいものを選択肢から一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号9にマークしなさい。

- ① エドワーズ財閥調査団
- ② 持株会社整理委員会
- ③ 公正取引委員会
- ④ 日本生産性本部

問12  の中に入る法令として最も適切なものを選択肢から一つ選び、  
解答用紙(その1)の解答番号10にマークしなさい。

- ① 独占禁止法
- ② 過度経済力集中排除法
- ③ 不正競争防止法
- ④ 重要産業統制法

問13 下線部(J)を吸収した組織による1956年の年次報告書の結語には、以下のような文章が含まれている(一部省略している)。以下の文章の空欄に入る文を解答用紙(その2)に記しなさい。

「……それは日本国民の勤勉な努力によって培われ、世界情勢の好都合な発展によって育まれた。……なるほど、貧乏な日本のこと故、世界の他の国々に比べれば、消費や投資の潜在需要はまだ高いかもしれないが、戦後の一時期に比べれば、その欲望の熾烈さは明らかに減少した。。我々はいまや異なった事態に当面しようとしている。」

問14 下線部(K)の構想で採用されたシステムの発案者の名前を解答用紙(その2)に漢字で記しなさい。

問15 1947年1月に設立された下線部(L)を1952年に吸収した組織の名前を解答用紙(その2)に漢字で記しなさい。

問16 下線部(M)について、1947年6月に出されたマーシャル・プランに対抗するために1949年に成立した社会主義国を構成メンバーとする経済協力組織の名前を解答用紙(その2)にアルファベット7文字で記しなさい。

問17 下線部(N)のため、ドッジ・ラインが実施されたが、その内容として最も適切なものを選択肢から一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号11にマークしなさい。

- ① 旧円の流通を禁止して、新円の引き出しを制限し、通貨流通量を縮減した。
- ② 直接税中心主義および累進所得税制がとられることとなった。
- ③ 為替レートを1ドル=330円に設定して、輸出振興を図った。
- ④ 歳出を抑制して、赤字を一切許さない超均衡予算を編成した。

Ⅱ 次の史料は第一次大戦と第二次大戦の間の期間、いわゆる戦間期の日本外交に関する文書を『日本外交年表並主要文書』から抜粋したものである。(年代順不同、原文のカタカナ表記をひらがな表記に改め、旧字体、かなづかい、句読点、訳語等を一部変更してある)。それらを読んで下記の問いに答えなさい。

A 帝国政府は此際薩哈噠州内に於ける占領地域を縮小するを適当と認め、本年九月末迄に樺太島の対岸地方より全部撤兵することに決定せり。北部樺太の占領は(あ)事件の解決を待て之を解除すべし。

B 軍備制限協定又は日英米三国協商と関連して日英同盟存廃の問題考量せらるるに於ては、帝国は日英同盟条約は前記協定又は協商に依りて自ら変更を来すことあるべきも猶存続せしむるも妨げなし。但し英国にして右協定又は協商を以て同盟条約に代えんことを欲するに於ては、之に同意せられ差支なし。

C 帝国政府は東洋平和を確保し、延いて世界の平和に貢献せんとする帝国の国是が各国間の平和安寧を企図する国際連盟の使命と其の精神を同じうすることを認め、過去十有三年に互り原連盟国として又常任理事国として此の崇高なる目的の達成に協力し来りたるを欣快とするものなり。而して其の間帝国が常に他の如何なる国にも劣らざる熱誠を以て連盟の事業に参画せるは厳として動かすべからず事跡なると同時に、帝国政府は現下国際社会の情勢に鑑み世界諸地方に於ける平和の維持を計らんが為には此等各地方の現実の事態に即して連盟規約の運用を行うを要し、且斯の如き公正なる方針に則り初めて連盟が其の使命を全うし其の權威の増進を期し得べきを確信せり。

D 帝国政府は・・・(い)に於て署名せられたる・・・条約第一条中の「其の各自の人民の名に於て」なる字句は、帝国憲法の条章より觀て日本国に限り適用なきものと了解することを宣言する。

E 各方面の情報を総合するに、軍に於ては満鉄沿線各地に亘り一齊に積極的行

動を開始せんとするの方針なるが如く推察せらる。本官は在大連( う )総裁を通して軍司令官の注意を喚起する様措置方努力中なるも、政府に於ても大至急軍の行動差止め方に付適当なる措置を執られんことを希望す。

F 大日本帝国政府、イタリア国政府及ドイツ国政府は共產「インターナショナル」が絶えず東西両洋に於ける文明世界を危険に陥れ、其の平和及秩序を攪乱し且破壊しつつあるに鑑み、平和及秩序の維持を念とする一切の国家間に於ける密接なる協力のみが右危険を減殺し且除去し得ることを確信し・・・右共同の敵に当ることに決したる。

G 今次の戦争の結果、従前支配したる国の統治を離れたる植民地及領土にして近代世界の激甚なる生存競争状態の下に未だ自立し得ざる人民の居住するものに対しては、該人民の福祉及発達を計るは、文民の神聖なる使命なること、及其の使命遂行の保障は本規約中に之を包容することの主義を適用す・・・此の主義を実現する最善の方法は、該人民に対する後見の任務を先進国にして資源、経験又は地理的位置に因り最此の責任を引き受くるに適し且之を受諾するものに委任し、之をして連盟に代り受任国として右後見の任務を行わしむるに在り。

H アメリカ合衆国大統領、フランス共和国大統領、大英帝国皇帝陛下、イタリア国皇帝陛下並に日本国皇帝陛下は、競争的軍備に常に伴う危険を防止し且負担を軽減せんことを希望し並に「ワシントン」海軍會議に依り開始せられたる事業を進展せしめ且軍備の一般的の制限及縮小の漸進的实现を容易ならしめんことを希望し・・・協定せり。





問14 Gの文書の名称を解答用紙(その2)に書きなさい。

問15 Hの文書に署名した日本の首席全権の名前を解答用紙(その2)に書きなさい。

問16 Hの文書の内容として正しいものを一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号21にマークしなさい。

- ① 主力艦の新規建艦を10年間禁じた。
- ② 英米日の潜水艦の上限保有量を同じにした。
- ③ 英米日間の大型巡洋艦の保有比率を10:10:7に規定した。
- ④ 英米日間の駆逐艦の保有比率を10:10:6に規定した。
- ⑤ 日本の総括的補助艦保有対米比率を8割とした。

問17 AからHの文書を古いものから年代順にならべたものとして正しい選択肢を一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号22にマークしなさい。

- ① G A B D E H C F
- ② G A B D H E C F
- ③ G A B E D H C F
- ④ G A B E H D C F
- ⑤ G B A D E H C F
- ⑥ G B A D H E C F
- ⑦ G B A E D H C F
- ⑧ G B A E H D C F

国際政治経済学部受験生のみ答えること。

Ⅲ 次の史料(A)–(J)は日英同盟協約からの抜粋である。(『日本外交年表並主要文書』の訳文を参考にし、原文のカタカナ表記をひらがな表記に改め、旧字体、かなづかい、句読点、訳語等を一部変更してある。)

それぞれの条文が第一回日英同盟協約にのみ規定されている場合は①、第二回日英同盟協約にのみ規定されている場合は②、第三回日英同盟協約にのみ規定されている場合は③、第一回及び第二回の両方にのみ規定がある場合は④、第一回及び第三回の両方にのみ規定がある場合は⑤、第二回及び第三回の両方にのみ規定がある場合は⑥、第一回、第二回、第三回のすべてに規定がある場合は⑦を解答用紙(その1)の解答番号23–32にそれぞれマークしなさい。

(A) 英国は印度国境の安全に繋る一切の事項に関し特殊利益を有するを以て、日本国は前記国境の附近に於て英国が其の印度領地を擁護せんが為必要と認むる措置を執るの権利を承認す。 23

(B) 両締約国の一方が第三国と総括的仲裁裁判条約を締結したる場合には、本協約は該仲裁裁判条約の有効に存続する限り右第三国と交戦するの義務を前記締約国に負わしむることなかるべし。 24

(C) 両締約国は・・・両締約国の特別なる利益に鑑み、即ち其利益たる英国に取りて主として清国に関し又日本国に取りては其清国に於て有する利益に加うるに韓国に於て政治上並に商業上及工業上格段に利益を有するを以て、両締約国は若し右等利益にして列国の侵略的行動に因り若くは清国又は韓国に於て両締約国孰れか其臣民の生命及財産を保護する為め干渉を要すべき騒動の発生に因りて侵迫せられたる場合には、両締約国孰れも該利益を擁護する為め必要欠くべからざる措置を執り得べきことを承認す。 25

(D) 日本国政府及英国政府は偏に極東に於て現状及全局の平和を維持することを

希望し且つ清帝国及韓帝国の独立と領土保全とを維持すること及該二国に於て各国の商工業をして均等の機会を得せしむることに關し特に利益關係を有する  
・・・。

26

(E) 本協約は(・・・)調印の日より直に実施し十箇年間効力を有す。右十箇年の終了に至る十二箇月前に両締約国の孰れよりも本協約を廃棄するの意思を通告せざるときは、本協約は両締約国一方が廃棄の意思を表示したる当日より一箇年の終了に至るまで引続き効力を有す。然れども若し右終了期日に至り同盟国の一方が現に交戦中なるときは本同盟は講和の成立に至るまで当然継続すべし。

27

(F) 現時の日露戦争に対しては英国は引続き厳正中立を維持し、若し他の一国若は数国が日本国に対し交戦に加わるときは英国は来りて日本国に援助を与え協同戦闘に當り、講和も亦双方同意の上に於て之を為すべし。

28

(G) 両締約国の一方が挑発することなくして一国若は数国より攻撃を受けたるに因り、又は一国若は数国の侵略的行動により該締約国に於て本協約前文に記述せる其の領土権又は特殊利益を防護せんが為交戦するに至りたる時は、前記の攻撃又は侵略的行動が何れの地に於て発生するを問わず、他の一方の締約国は直に來りて其の同盟国に援助を与へ協同戦闘に當り、講和も又双方合意の上に於て之を為すべし。

29

(H) 日本国政府及英国政府は・・・東亜及印度の地域に於ける両締約国の領土権を保持し並該地域に於ける両締約国の特殊利益を保護することを目的とする  
・・・。

30

(I) 若し日本国又は英国の一方が上記各自の利益を防護する上に於て列国と戦端を開くに至りたる時は、他の一方の締約国は厳正中立を守り併せて其同盟国に対して他国が交戦に加わるを妨ぐることに努むべし。

31

(J) 日本国は韓国に於て政事上, 軍事上及経済上の卓絶なる利益を有するを以て, 英国は日本国が該利益を擁護増進せんが為正当且必要と認むる指導, 監理及保護の措置を韓国に於て執るの権利を承認す。但し該措置は常に列国の商工業に対する機会均等主義に反せざることを要す。 32

法学部A方式受験生のみ答えること。

Ⅳ 次の文章を読み、後の問に答えなさい。

〔ア〕の時代に始められた国史編纂事業は、奈良時代の初めに『〔イ〕』と『〔ウ〕』として完成した。『〔イ〕』は、日本の国号を冠し、舎人親王が中心となって編纂したもので、中国の歴史書の体裁にならって漢文の編年体で書かれたものである。これに対して、712年に完成した『〔ウ〕』は、〔ア〕が〔エ〕に「帝紀」と「旧辞」をもとによみならわせて、それを〔オ〕が筆録したものである。これは、天皇を中心とした歴史を記したものである。

政府は、諸国に、その国の地理、産物、伝説などの調査報告書を提出するよう命じた。この法令は、713年に出されたものである。<sup>(1)</sup>

759年までの歌を約4500首収録した歌集<sup>(2)</sup>も、この時代に作られた。この歌集の特徴は、宮廷の歌人や貴族だけでなく、民衆たちがよんだ東歌や防人歌などもある点にある。

この時代、官吏の養成機関として中央に大学、地方に〔カ〕がおかれ、中央の貴族や地方の豪族の子弟を教育した。重要な教科は、儒学を学ぶ〔キ〕などであった。

問1 下線(1)に該当する書物を漢字3文字で記入しなさい。解答は解答用紙(その2)を用いること。

問2 下線(2)に該当する歌集を漢字3文字で記入しなさい。解答は解答用紙(その2)を用いること。

問 3 (ア)に該当する天皇名を選択肢の中から一つ選び、その番号を解答用紙(その1)の解答番号 33 にマークしなさい。

- ① 桓武天皇                      ② 天智天皇                      ③ 孝謙天皇  
④ 天武天皇                      ⑤ 聖武天皇

問 4 (イ)と(ウ)に該当する書物を選択肢の中からそれぞれ一つ選び、その番号を解答用紙(その1)の解答番号 34, 35 にマークしなさい。

- ① 古今和歌集                      ② 古事記                      ③ 懷風藻  
④ 続日本紀                      ⑤ 方丈記                      ⑥ 日本後紀  
⑦ 新古今和歌集                      ⑧ 日本書紀

問 5 (エ)と(オ)に該当する人名を選択肢の中からそれぞれ一つ選び、その番号を解答用紙(その1)の解答番号 36, 37 にマークしなさい。

- ① 山上憶良                      ② 柿本人麻呂                      ③ 額田王                      ④ 太安万侶  
⑤ 大伴家持                      ⑥ 光明子                      ⑦ 山部赤人                      ⑧ 稗田阿礼

問 6 (カ)に該当するものを選択肢の中から一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号 38 にマークしなさい。

- ① 学館院                      ② 大学別曹                      ③ 勸学院                      ④ 国学

問 7 (キ)に該当するものを選択肢の中から一つ選び、解答用紙(その1)の解答番号 39 にマークしなさい。

- ① 暦学                      ② 紀伝道                      ③ 明経道                      ④ 明法道



